

宇治市地域密着型サービス（GH・地域密着型特養）利用に係る居住要件について

（１）居住要件の内容

- ① 地域密着型サービスのうち、居住系のサービスであるグループホーム及び地域密着型特養への入所については、原則転入から６月間の居住要件を定める。  
（ただし、宇治市に住所を有し、かつ、居住している親族の住所地へ転入した場合を除く）

※ ６月の算定方法：転入者の要介護認定の有効期間の考え方に合わせる  
⇒転入日から月末までと６月間  
（月の初日の転入の場合はその月から６月間）

- ② 居住要件を満たしていない被保険者が入所を希望される場合については、本市との協議、及び入所が必要な理由等を確認した上で、個別に判断する。

（２）実施日

平成３０年１０月１日から実施

【一部改正の概要】

原則転入から６月間の居住要件を定めていますが、宇治市に住所を有し、かつ、居住している親族の住所地へ転入した場合には、居住要件を満たす必要はないこととします。